

令和5年度
第1回 知立市都市計画審議会

議 事 録

(1) 会議の日時及び場所

開催日時 令和5年11月10日(金)
10時00分～12時00分
開催場所 知立市役所 第2・3会議室

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

委員数 9名
出席者 8名
欠席者 1名

	氏名	出席	欠席
委員	小林 昭弑	○	
委員	柴田 高伸	○	
委員	石原 國彦	○	
委員	新美 文二	○	
委員	田中 寛孝	○	
委員	隅田 薫	○	
委員	竹内 久敬	○	
委員	古川 雅基		○
委員	村上 まき代	○	

(3) 傍聴人 0名

(4) 出席市職員の職氏名

市長 林 郁 夫
都市整備部長 高木 清 充
都市整備部次長 今 満 欣 貴
上下水道部下水道課長 石川 登 美 二
都市整備部都市計画課長 石 原 英 泰
都市計画課長補佐兼都市企画係長 園 部 了
下水道課下水工務係長 深 谷 径 佑
下水道課下水工務係技師 鈴 木 達 也
都市計画課都市企画係主事 金 原 苑 子
都市計画課都市企画係 脇 田 真 菜

(5) 会議に付した議題及び配布資料

- (議案第1号) 西三河都市計画 下水道処理区域の変更について(知立市決定)
- (議案第2号) 西三河都市計画 生産緑地地区の変更について(知立市決定)
- (意見聴取第1号) 知立市立地適正化計画の改定について

「議事の概要及び経過」

【事務局】

本日はお忙しい中、令和5年度第1回知立市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会・進行を務めさせていただきます、都市計画課の石原です。よろしくお願いいたします。本日の出席委員は8名です。知立市都市計画審議会設置条例第7条第3項の規定による定数に達していますので、ただ今より、知立市都市計画審議会を開催させていただきます。

はじめに、知立市長の林より挨拶を申し上げます。

【市長】

本日は、ご多忙の中、令和5年度第1回知立市都市計画審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また日頃は、知立市の都市計画事業に関しまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日皆様にご審議いただく議題は、「下水道処理区域の変更」「生産緑地地区の変更」の2件でございます。

「下水道処理区域の変更」につきましては、本年3月に市街化編入いたしました知立蔵福寺地区について、排水区域に追加を行うものでございます。

「生産緑地地区の変更」につきましては、毎年ご審議いただいております、生産緑地地区の除外等に伴う面積の変更を行うものでございます。

また、意見聴取事項といたしまして「立地適正化計画の改定」に関する事項がございます。

知立市では、平成30年3月に都市機能や生活支援施設を誘導する都市機能誘導区域、居住の誘導を図る居住誘導区域などを位置づけた立地適正化計画を策定しました。

策定から概ね5年が経過するため中間評価を行うとともに、知立蔵福寺地区の市街化編入による居住誘導区域の見直しを行います。また、法改正に伴い、頻発する風水害の対応を防災指針として立地適正化計画に記載することが示されたため、立地適正化計画の改定を行います。本日は、立地適正化計画の改定内容について、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上の案件につきまして、慎重なるご審議および忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

【事務局】

市長はここで退席させていただきます。

配布資料の中に都市計画審議会委員名簿がございます。本日、安城警察署交通課長の古川様より欠席のご連絡をいただいておりますが、その他の方はご出席いただいております。委員の紹介は名簿にて代えさせていただきます。

また、会の開催に先立ちまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

－配布資料の確認－

以上、配布資料に不備等はありませんでしょうか。

それでは、以降の議事進行につきましては、隅田会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【隅田会長】

ただ今より、令和5年度第1回知立市都市計画審議会を開催します。

皆様のご協力を得て、審議会をスムーズに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。なお、知立市都市計画審議会運営要綱第6条第1項の規定による、本日の議事録署名人を石原委員と村上委員に任命しますのでお願いします。

それでは、これより審議議事に入ります。

議案第1号「西三河都市計画 下水道処理区域の変更」について、内容の説明をお願いします。

【下水道課】

本日、下水道課より議案第1号「西三河都市計画 下水道処理区域の変更」について挙げさせていただきました。知立蔵福寺地区が市街化調整区域から市街化区域に編入し、現在、区画整理事業を計画しているところですが、それに伴いまして、下水道整備も進めていくこととなります。今現在の下水道の計画区域に知立蔵福寺地区は入っていませんので、今回、都市計画決定として入れることで、初めて工事を行うことができるようになるという内容ですので、計画書を議案として挙げております。

それでは、詳細について説明させていただきます。

知立市公共下水道の排水区域の変更を予定しており、都市計画法第19条第1項に基づき、知立市都市計画審議会に付議するものです。

まず初めに、今回、下水道事業として都市計画決定を行う理由について説明します。

下水道事業は、下水道の区域決定を行い、工事を行うことができますようになります。

今回の区画整理事業である知立蔵福寺地区はもともと調整区域であることから、下水道の整備区域に入っていませんでした。そのため調整区域から市街化区域への都市計画決定とは別に、下水道事業として区域に入れるための都市計画決定を行う必要があることから行うものです。

前回の都市計画変更は平成23年に行っており、今回、令和5年度に再度変更を行う予定でございます。

下水道は、都市計画法第11条第2項により、都市施設の名称、種類、位置及び区域を都市計画に定めることになっております。また、都市計画法施行令第6条第1項第6号において、排水区域を都市計画に定めることとなっております。

変更点として、はじめに、3. 下水管渠の雨水管渠の六反雨水幹線の備考の2段書きですが、こちらは前回にルート変更しており、今回は変更しませんので、ルート変更から「一」の表記となっております。上段の赤字が変更前、下段の黒字が今回となります。

次の内容ですが、2. 排水区域を変更し、区域の追加を行うものです。ページ下段の理由にて、市街化編入された知立蔵福寺地区約22haを排水区域へ追加し、現在の排水区域の約1,154haに、約22haを追加し、約1,176haと変更するものです。総括図、資料A3の都市計画図を使用した図面の赤線で囲んだ区域が追加区域の知立蔵福寺地区になります。面積が約22haであり、令和4年度に市街化区域へ編入されましたので、都市施設の下水道を整備するため、排水区域へ追加するものです。現在の排水区域は、青色で囲まれた区域になります。こちらが約1,154haになります。

次に都市計画変更の理由ですが、都市計画マスタープランで居住促進地区としている、上重原蔵福寺が、市街化区域に編入されたため、当地区を下水道の排水区域に追加するという内容にな

ります。

資料の6枚目、参考資料の一覧ですが、②、③は以前の計画より変更していませんので、添付はありません。

①排水区区割平面図。追加区域は間瀬口排水区、汚水は重原処理分区として追加しております。

④流量表・流量計算書について、蔵福寺地区が追加になりましたので、既存管渠の能力を検証したものになります。

⑤工事概算書です。こちらについても、蔵福寺地区が追加になりましたので、下水道の整備費が増加しています。

⑥都市計画策定の経緯について。説明会を令和5年6月1、4日に実施、反対意見は特にありませんでした。公聴会として、回覧とホームページにより周知し、令和5年6月8日から7月7日まで意見聴取を行いました。9月12日に愛知県へ事前協議を行い、10月16日に回答を頂きました。同日10月16日から10月31日まで、都市計画変更案を縦覧した結果、縦覧者0名、意見書の提出はありませんでした。本日11月10日に知立市都市計画審議会にて審議していただき、可決されれば、愛知県へ協議し決定する流れになります。

⑦他の行政機関等との協議経過及び回答の写しについて。こちらは、知立蔵福寺地区が都市計画区域へ編入された時の資料になります。

(2) その他参考資料につきまして、こちらは、下水道施設の能力検証の基になる数値になります。変更点は、知立蔵福寺地区の追加に伴う、処理人口や汚水量の増加があります。

以上が下水道事業の都市計画決定として申請する計画書の内容となります。

ご審議の方、よろしくお願いたします。

【隅田委員（会長）】

議案第1号の内容について、説明が終わりました。ご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

【下水道課】

ただいま説明させていただいたのが、愛知県に提出します計画書の説明書の内容です。知立蔵福寺地区が市街化区域に編入することに伴いまして、下水道の方も計画区域に入れて整備していきたいというものです。

【柴田委員】

蔵福寺地区は、今の田畑が将来的には住居が立ち並ぶという計画がされており、それに伴い、下水道区域を追加するというので、必要な変更だと思いますし、内容もこの内容で良いと思います。住居が立ち並ぶ前には、下水道の工事は完了するということになるのでしょうか。

【下水道課】

担当部署であるまちづくり課と今後工程の調整を進めていくのですが、今のところ、道路の造成が始まる当初くらいに下水が入っていくという形になっています。

【柴田委員】

では、浄化槽を入れて、その後、下水道になるような手戻りはないということですね。

【下水道課】

はい。

【柴田委員】

知立蔵福寺地区は500軒くらいになりますか。

【下水道課】

軒数について、はっきりと把握していませんが、人口として千数百名程度、将来的には増えていくのではないかと聞いています。

【柴田委員】

計画の変更がされて、下水道の敷設がされていないところに工事がされるようにするというところで、下水道普及率としては、現状と同じになるということによろしいですか。

【下水道課】

下水道普及率は下水につないだ人数で率を出すので徐々に上がっていくことになります。

【隅田会長】

他にご意見・ご質問はありませんか。

では、私から、今現状は水田のため雨水量が相当あると思いますが、住宅地になった場合の雨水の処理について、一時的に貯めるような施設の計画はあるのでしょうか。

【下水道課】

下水道は汚水だけの整備が担当になり、雨水に関しましては区画整理側が担当になります。ただ、元々水田ですので今まで貯められていた水が住宅になった場合流れ出てしまうので、浸水対策をしなければならないということで、調整池を計画していると聞いています。

【隅田会長】

他にご意見はありませんか。

【石原委員】

これから造成の計画があるということですが、タイミングとして、家が建つ前に下水の本管の整備がなされるということによろしいですか。

【下水道課】

まちづくり課と今後の造成、区画の形等について、協議しながら進めていくのですが、決定形につきまして、家が建つであろうところを極力舗装する前に下水管を入れてしまいます。ただ、

後から家が建ち、取付管が必要になった時は、部分的に掘り直しが必要になるかもしれません。

【石原委員】

下水への接続は、私有地は個人負担で、私有地外は公費ということでよろしいですか。

【下水道課】

道路の管は市ですし、民地までに行く管の費用は市の費用になります。

【隅田会長】

他にご意見はありませんか。

【田中委員】

工事概算書について、当初は550億となっているが、計算方法を教えてください。

【下水道課】

こちらは22ha追加分だけではなく、いままで行ってきた下水道事業全部の金額になります。

【田中委員】

そうなると690億というのは、いずれ負担しなければならないということですか。

【下水道課】

いままで作ってきたところもですが、市費はもちろん、国費ももらっているのですが、起債もありますので、そちらの償還もやっているところでもあります。

【田中委員】

金額としてかなり多いと感じました。

【下水道課】

他市と比べると少ない方ではあります。記載されているのは総工事費ということで、蔵福寺地区に関しましては、恐らく汚水で10億弱くらいになるのではないかと予想しています。

【隅田会長】

他の質問はよろしいでしょうか。それでは、私から、各個人の取付管があると思うのですが、取付管の工事までに区画は全部決まっているということでよろしいでしょうか。

【事務局】

区画整理事業というのは、仮換地指定が終わった後に工事に入っていくので、皆さんがどの区画になるかというのが決まった後になります。宅地でも、どのように土地利用をされていくかそれぞれ思いがあると思いますので、ご意見いただきながら進めていくことになります。本管は先に入れさせていただき、土地利用が始まって初めて取付管の工事が発生してくるということにな

ります。区画整理では、なるべく最後に舗装をかけるので、舗装をかける前に本管につないでいただければ掘り返しはありませんし、土地利用がその時までには決まっておらず、舗装後につなぐことになれば、部分的な掘り返しが発生する場合がありますが、なるべく避けたいとは思っています。

【石原委員】

家を建てる時に、浄化槽を設置するため、下水を必要としないという場合はありますか。

【下水道課】

下水道の供用開始区域になりますので、浄化槽ではなく、下水道という選択になります。

【隅田会長】

事業のスケジュールにロスがないよう進めていただきたいと思います。

他にご意見・ご質問はありませんか。無いようですので、これより採決に入ります。

議案第1号「西三河都市計画 下水道処理区域の変更」について、賛成の方は挙手をお願いします。

【各委員】

挙手

【隅田会長】

全員挙手により本議案は原案どおり「可決」とします。

それでは、次の審議事項に移ります。

議案第2号「西三河都市計画 生産緑地地区の変更」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、お手元の議案書に沿ってご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、お配りしています資料の中で議案第2号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」をお手元にご用意ください。

表紙を1枚めくっていただきまして、まず初めに今回の都市計画変更の概要を説明させていただきます。ページ上段に面積が記載されていますが、今回の案件は、生産緑地地区の面積を、約18.6haに変更するというものです。変更する理由としましては、ページ中段の黄色の部分、「都市における農地等についてより適切な保全を図るため新たに生産緑地とするもの、生産緑地法第14条の生産緑地地区における制限の解除が行われたもの、地積更正によるもの及び団地の分断により付け替えを行ったものについて、一部区域を変更するもの」であります。

次に、3ページ目 生産緑地地区の変更理由書をご覧ください。

まず、「1 生産緑地地区とは」ということで、生産緑地制度は、「公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ること

を目的」としています。続いて2番、生産緑地地区として指定されている農地等の要件について説明いたします。

①公害や災害を防止し、都市の環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地の用に供する土地として適していること。

②面積が一団で500㎡以上あること。

③農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。

この3つの要件全てに該当する市街化区域内の農地等が生産緑地地区として指定できると、生産緑地法に定義されています。

次の「3 生産緑地地区内における行為の制限」ですが、生産緑地地区については、指定されると農地等として管理することが義務付けられます。そのため、建築物の建築や、土地の区画や形質の変更等は、原則として行うことができません。

次の「4 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由」についてですが、ここに記載されている①～⑦に該当する場合は、都市計画変更ができるとされています。この7つの理由のうち、今回の案件では、

①買取りの申出があった場合において、その申出の日から3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかった場合。

④ 地積更正で面積が変更した場合。

⑥ 団地が分断したため、新たに団地番号をつけた場合又は隣接する団地に追加した場合。

⑦「2 生産緑地地区の指定要件」を満たし、新たに生産緑地地区を指定する場合。

の4つの理由により都市計画変更をする、ということになります。

①の買取りの申出というのは、下の米印にあります、生産緑地を指定してから30年を経過した場合、又は農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、もしくは農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合に、所有者等から市に対して、生産緑地の買取りを申し出ることが出来るという制度になります。この買取り申出が提出されますと、まず知立市と愛知県とで、公共施設の用に供する土地として買取りの検討を行います。そこで買取らないと判定された場合には、農業委員会へ斡旋の協力をさせていただいております。そこでも買取りの希望者が現れないときは、生産緑地における行為の制限が解除されます。これにより、建築等は可能となりますが、都市計画変更の手続きを行わないと生産緑地地区としての指定は解除されませんので、今回都市計画変更の手続きをさせていただく、というものになります。

これから、今回の変更の内容について、説明させていただきます。今回の都市計画変更は、令和4年7月1日～令和5年6月末までの1年間に行為の制限が解除となったものが対象となっています。

それでは、4ページをご覧ください。

ページ上団の「生産緑地地区の一団数及び面積」をご覧ください。変更前が「142団地、20.5ha」で変更後が「128団地、18.6ha」となりますので、今回の都市計画変更で「団地はマイナス14団地、面積はマイナス1.9ha」の変更となります。

続いて、ページ中段の「箇所別調書」をご覧ください。ここに今回変更となった生産緑地地区の「一団番号、区分、変更面積、変更の理由」などが一団番号順に4ページから7ページにわたって記載されています。

また、8ページには、今回の変更箇所が総括図として載っていますので、参考にご覧ください。

それでは、ここからは4ページの「箇所別調書」順に、9ページ以降の計画図面を参考にご覧いただきながら個別に説明をさせていただきます。

それでは、9ページをご覧ください。こちらは上重原町本郷の案件です。ご覧いただいている図面の黄色く表示されている部分が、今回生産緑地から除外となる区域です。ページ中央にあります団地番号4-24は、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、157㎡が一部除外となり、残り1,547㎡は生産緑地地区として継続となります。

続きまして、10ページをご覧ください。こちらは上重原6丁目の案件です。ページ中央にあります黄色く表示されている2つの区域の左側、団地番号4-34について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、282㎡が除外となり、残り278㎡は同一街区にある団地番号4-68と組替を行うことで生産緑地地区として継続となります。なお、団の組替により団地番号4-34は欠番となります。

同じく10ページ中央にあります黄色く表示されている2つの区域の右側、団地番号4-68について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、311㎡が一部除外となり、残り1,160㎡と団地番号4-34の残り278㎡を合計し、1,438㎡が生産緑地地区として継続となります。

続きまして、11ページをご覧ください。こちらは上重原1丁目の案件です。ページ中央にあります団地番号4-47は、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、310㎡が一部除外となり、残り2,809㎡が生産緑地地区として継続となります。

続きまして、12ページをご覧ください。こちらは東上重原6丁目の案件です。ページ中央にあります団地番号4-60の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、1,252㎡が除外となり、残り481㎡は隣接街区にある団地番号4-67と組替を行うことで生産緑地地区として継続となります。なお、団の組替により団地番号4-60は欠番となります。団地番号4-67については、既存の766㎡と団地番号4-60の残り481㎡を合計し、1,247㎡となります。

続きまして、13ページをご覧ください。こちらは山町茶碓山の案件です。ページ中央にあります団地番号6-10の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、900㎡すべてが除外となります。

続きまして、14ページをご覧ください。こちらは山町大林の案件です。ページ中央にあります団地番号6-13の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、299㎡が一部除外となり、残り555㎡が生産緑地地区として継続となります。

続きまして、15ページをご覧ください。こちらは牛田町の案件です。団地番号7-17の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、304㎡が一部除外となり、残り1,901㎡が生産緑地地区として継続となります。

同じく、15ページの団地番号7-20の黄色く表示されている区域について、主たる従事者の死亡により、570㎡すべてが除外となります。

同じく、15ページの団地番号7-35の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区

に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年が経過した為、624㎡が一部除外となり、残り4,478㎡が生産緑地地区として継続となります。

同じく15ページの団地番号7-36の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年が経過した為、135㎡が一部除外となり、残り4,478㎡が生産緑地地区として継続となります。

同じく15ページの団地番号9-9の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年が経過した為、545㎡すべてが除外となります。

続きまして、16ページをご覧ください。こちらは牛田町高根の案件です。ページ中央にあります団地番号7-32の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、762㎡すべてが除外となります。

続きまして、17ページをご覧ください。こちらは八ツ田町の案件です。団地番号8-15の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、397㎡が一部除外となり、残り1,275㎡と、後ほど説明いたします団地番号8-18との団の組替による370㎡を合計し、1,645㎡が生産緑地地区として継続となります。

同じく17ページの団地番号8-18の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、313㎡が除外となり、残り370㎡は隣接街区にある団地番号8-15と組替を行うことで生産緑地地区として継続となります。なお、団の組替により団地番号8-18は欠番となります。

同じく17ページの団地番号8-19の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、509㎡が除外となり、残り472㎡は隣接街区にある団地番号8-22と組替を行うことで生産緑地地区として継続となります。なお、団の組替により団地番号8-19は欠番となります。団地番号8-22については、既存の557㎡と団地番号8-19の残り472㎡を合計し、1,029㎡となります。

同じく17ページの団地番号8-20の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、630㎡すべてが除外となります。

続きまして、18ページをご覧ください。こちらは八橋町踊場の案件です。ページ中央にあります団地番号8-24の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、790㎡すべてが除外となります。

続きまして、19ページをご覧ください。こちらは、八橋町東出口の案件です。

団地番号8-46の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、676㎡が一部除外となり、残り847㎡が生産緑地地区として継続となります。

同じく19ページの団地番号8-48の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、352㎡が除外となり、残り224㎡は同一街区にある団地番号8-47と組替を行うことで生産緑地地区として継続となります。なお、団の組替により団地番号8-48は欠番となります。団地番号8-47については、既存の661㎡と団地番号8-48の残り224㎡を合計し、885㎡となります。

続きまして、20ページをご覧ください。こちらは、来迎寺町の案件です。

団地番号9-3の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、205㎡が一部除外となり、残り2,577㎡が生産緑地地区として継続となります。

同じく20ページの団地番号9-5の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、1,310㎡すべてが除外となります。

同じく20ページの団地番号9-6について、団地内の一部の土地について地積更正があり、それに伴い105㎡が追加となります。

同じく20ページの団地番号9-8の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、542㎡が一部除外となり、残り598㎡が生産緑地地区として継続となります。

続きまして、21ページをご覧ください。こちらは長篠町新田東の案件です。ページ中央にあります団地番号13-3の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、565㎡すべてが除外となります。

続きまして、22ページをご覧ください。こちらは新林町茶野の案件です。ページ中央にあります団地番号15-9の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、1,566㎡すべてが除外となります。

続きまして、23ページをご覧ください。こちらは新林町本林の案件です。ページ中央にあります団地番号15-14の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、2,339㎡すべてが除外となります。

続きまして、24ページをご覧ください。こちらは八ツ田町久根ノ内の案件です。ページ中央にあります団地番号18-4の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、701㎡すべてが除外となります。

続きまして、25ページをご覧ください。こちらは谷田町宝土の案件です。団地番号19-5の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、3,399㎡が一部除外となり、残り746㎡が生産緑地地区として継続となります。

同じく25ページの団地番号19-6の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、725㎡すべてが除外となります。

続きまして、26ページをご覧ください。こちらは谷田町南屋下の案件です。ページ中央にあります団地番号19-8の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、1,236㎡が一部除外となり、残り694㎡が生産緑地地区として継続となります。

続きまして、27ページをご覧ください。こちらは谷田町の案件です。ページ中央にあります団地番号19-16の黄色く表示されている区域について、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過した為、1,256㎡が一部除外となり、残り3,029㎡が生産緑地地区として継続となります。

続きまして、28ページをご覧ください。こちらは令和5年3月に市街化編入されました知立蔵福寺地区の案件です。知立蔵福寺地区内で、市街化編入前より納税猶予を受けていた農地につきまして、土地区画整理事業の仮換地指定に先行して生産緑地指定するものです。

団地番号20-1の赤色で表示されている区域について、生産緑地地区の指定要件を満たすことから新たに生産緑地地区として指定し、1,436㎡が生産緑地地区となります。

同じく28ページの団地番号20-2の赤色で表示されている区域について、生産緑地地区の指定要件を満たすことから新たに生産緑地地区として指定し、817㎡が生産緑地地区となります。

同じく28ページの団地番号20-3の赤色で表示されている区域について、生産緑地地区の指定要件を満たすことから新たに生産緑地地区として指定し、2,281㎡が生産緑地地区となります。

これで、今回の変更箇所の個別の説明は以上となります。

また、9月11日から9月25日までの2週間、都市計画変更の案の縦覧を行いましたところ、縦覧者および意見書の提出はありませんでした。

これで、議案第2号の「西三河都市計画 生産緑地地区の変更について」の説明は以上となります。

【隅田会長】

議案第2号の内容について、説明が終わりました。

ご意見・ご質問等はありませんか。

【石原委員】

団の組替についてですが、一団を組める農地と農地の距離に決まりがあるのでしょうか。

【事務局】

知立市の生産緑地の運用は、稠密な市街地において、同一の街区又は隣接する街区に存在する農地を一団の農地として定めることができるものとし、隣接街区につきましても幅員12m未満の道路等が介在し隣り合う街区としています。

【石原委員】

間に民家があってもあまり関係はないということですね。

【事務局】

運用としては、街区で見えていくため、農地と農地が隣接している必要はありません。

昨年度特定生産緑地に指定した農地につきましては、この隣接街区まで一団で組むことができるという運用で残していけることが確認済みです。

【隅田会長】

他にご意見・ご質問はありませんか。

【柴田委員】

市街化編入した地区の農地について、要件を満たすことから生産緑地指定してくということで、住居系の区画整理をされていくにあたっては、この場所は農業用途として使っていくということなのか、仮換地で場所がどこかに移っていくということなのか、どうなるのでしょうか。

【事務局】

まず、こちらの土地に関しては、今後も農地として使用されていくということ前提で生産緑地指定させていただきます。仮換地後の場所につきましては、まちづくり課と調整することになりますが、農地ゾーンに行くか、もしくは使い方によっては今の場所で換地されることになるかと思えます。田んぼで使っている方は農業用水が必要になってくるため、農地ゾーンになるべく集めたいという計画です。

【柴田委員】

生産緑地の指定から30年経過の方が多く、今回、約18.6haが除外となりますが、例年はここまでの除外はないという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

今年度は特定生産緑地に移行しなかった方の除外がほとんどですので、今回は除外される面積が例年より多くなっています。

【隅田会長】

他にご意見はありますか。

【田中委員】

知立市は近隣市と比べ、農地が少ないように感じています。特定生産緑地の指定は、次は10年後になりますか。

【事務局】

平成4年に生産緑地指定され、令和4年に特定生産緑地指定した生産緑地につきましては、10年後の令和14年に再度特定生産緑地に指定するか判断いただくことになります。

【隅田会長】

他にご質問がなければ、私から質問させていただきます。生産緑地指定当初の面積を教えてください。

【事務局】

当初の面積は約55.11haです。今回の除外を含めると、当初と比べ、約33.8%まで減少していることになります。

【隅田会長】

解除された方は、皆さん農地から別の使い方にされているのでしょうか。そのまま、農地の状態のところはありますか。

【事務局】

買取申出を出された場合だと、ほとんどの方が売買されたり、土地利用をされていると思います。特定生産緑地に指定していない方で、まだ買取申出されていない方もいらっしゃいます。そういった方は、買取申出をされ、建築物の行為制限が解除されるまでは農地として保っていただく必要がございます。

【隅田会長】

他にご意見・ご質問はありませんか。

なければ、質疑を終了し、これより採決に入ります。

議案第2号「西三河都市計画 生産緑地地区の変更」について、賛成の方は挙手をお願いします。

【各委員】

挙手

【隅田会長】

全員挙手により本議案は原案どおり「可決」とします。

それでは、次第の「2. 審議事項」については終了とします。

続きまして、次第の「3. 意見聴取事項」より意見聴取第1号「知立市立地適正化計画の改定」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、意見聴取第1号「知立市立地適正化計画の改定」について、都市計画課園部から説明させていただきます。説明は、「知立市立地適正化計画（改定版）」を使って説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料を1枚、めくっていただきますと目次があります。最初に、「1.立地適正化計画の概要」について説明をさせていただきます、目次の章立てとしましては2から7までは時点修正に伴う変更なので説明は省略させていただきます。

目次の次のページの「8.居住区域の設定」、「9.居住誘導施策」、「10.計画の推進方策」に関しましては、今回の変更事項にあたりますので説明をさせていただきます。

最後の「11.防災指針の設定」に関しましては、今回新たに追加する部分になりますので、ここに関しても説明をさせていただきます。

でははじめに、P4をご覧ください。一番上に「(2)立地適正化計画制度とは」と書いてあります。立地適正化計画は都市再生特別措置法に基づき策定する、都市全体の観点から居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の立地、都市交通の充実に関する包括的なマスタープランとなっています。

続きましてP5をご覧ください。立地適正化計画の概要について、立地適正化計画を策定する

ことにより、人口が減少する地方部において、以下の基本的な考え方のもと、住民が公共交通により生活サービスにアクセスできるなどのコンパクトシティの推進を目指すとされています。立地適正化計画は、コンパクトシティの推進を目指すものだとご理解ください。

続きましてP 6をご覧ください。中段上の「立地適正化計画の主な記載事項」が書かれています。まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現する上での基本的な方向性である「立地適正化に関する方針」が、一つ目の記載事項となっております。次に、居住を誘導するための施策や都市機能誘導区域内に都市機能を誘導するための施策である「誘導施策」、また、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針が「防災指針」、この4つの事項を記載することとなっています。令和2年に、都市再生特別措置法が改定され、「防災指針」が記載事項として追加されています。今回の改定のタイミングで「防災指針」を追加していきたいと思えます。

続きましてP 7をご覧ください。知立市における計画策定の目的が、上段の青く囲われた部分に書かれています。知立市におきましても、人口減少・少子高齢化においても、知立市の現在の暮らしやすさを維持・充実していくため、また、中心市街地のにぎわいと活力を高め維持していくために、平成29年度に知立市立地適正化計画を策定しております。今回、概ね5年が経過したということで、変更を行っています。

次にP 8をご覧ください。立地適正化計画改定の策定体制について説明します。立地適正化計画の改定にあたっては、庁内関係部局の職員により構成する立地適正化計画策定部会と多様な関係者で構成された立地適正化計画策定委員会を置き、計画の方向性について協議・調整をしながら、市民や都市計画審議会からの意見を反映させつつ、検討を進めています。改定のスケジュールに関しまして、今まで2回の立地適正化計画策定部会と立地適正化計画策定委員会が終わっています。それらを経て、本日の都市計画審議会での意見聴取を行っています。今後、12月から1月にかけてパブリックコメントを行っていきます。令和6年1月23日に第3回策定部会、2月7日に第3回策定委員会で計画の最終決定を行っていく予定となっています。来年の4月に公表を予定しています。以上が「1.立地適正化計画の概要」となります。

次にP 115をご覧ください。知立蔵福寺地区が2023年3月17日に市街化編入されております。今回、居住誘導区域に知立蔵福寺地区を追加した形で変更を行っていききたいと思えます。

続きましてP 117をご覧ください。知立市立地適正化計画では、居住誘導区域内に居住を誘導するための施策として、3つの施策を記載しています。施策1：快適なまちなか居住環境整備では、都市基盤整備により都市機能誘導施設の立地誘導を図るとともに、まちなかの良好な住環境を整備することとしています。今回の改定では、主な都市基盤整備事業および居住環境整備事業に、「知立蔵福寺土地区画整理事業」および「(仮称)知立鳥居土地区画整理事業」を追加して記載しています。

続きましてP 118をご覧ください。施策2：良好な住環境の形成および居住促進について、4行目以降の赤字で書かれている部分、「民間を含めた保育所や児童館等の子育て支援機能の誘導や充実、各小学校の隣接地への児童クラブ移転設置の検討等、子どもが住みやすい環境づくりにより、流出の多い子育て世代の居住促進を図る」という内容を、今回の改定に併せて追加記載しています。また、下の赤字部分、「老朽化が進む都市計画道路や都市計画公園等の都市施設について、計画的に改修を図る」という内容も追加記載しています。

施策3：公共交通施策と連携した居住環境の向上については、現行計画からの記載の変更はありません。

続きましてP120をご覧ください。立地適正化計画では、計画の進捗状況を調査、分析するため目標値を設定し、概ね5年ごとに目標値の評価・分析を行うこととなっています。今回の改定に合わせて、中間見直しを行っています。知立市の立地適正化計画では、2つの目標値を設定しています。目標値①として、居住誘導区域の人口密度を設定しています。策定時に関しましては、66.4人/haを現況値としていました。赤字で書かれている中間値（2020）で知立蔵福寺地区を含まない居住誘導区域変更前が67.8人/ha、今回の変更に伴い、知立蔵福寺地区を含む形にしますので、若干面積が増え、人口密度は若干減ります。変更後の人口密度は66.2人/haとなっています。

今回、人口ビジョンが第2期に更新され、想定される人口が増加えています。それにより目標値を2027年で68.4人/ha、2037年で69.8人/haに修正したいと思います。

目標値②知立駅の乗車人員については、策定時16,112人/日に対し、中間値（2020）では12,280人/日となっています。

中間値である2020年は新型コロナウイルス感染症等の影響で乗車人員が減少しております。しかし、2019年以前は人口の増加にあわせ伸びている傾向も見受けられることから、人口ビジョン第2期の更新に併せ、2027年で16,624人/日、2037年で16,917人/日を目標値として変更していきたいと思っております。以上が、今回の変更に伴う部分の説明になります。

次に、今回追加する「11.防災指針」について説明します。P125の中段、青く囲われた部分は都市計画運用指針の記載事項となっています。都市計画運用指針において、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められています。そこで立地適正化計画において、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けることとしています。知立市においては、何を対象とするかについてですが、土砂災害や津波に対する被害は想定されていないので、今回の防災指針の対象外とします。また、地震については知立市地域防災対策や知立市国土強靱化地域計画等の関連計画で対応することとします。

続きましてP126をご覧ください。知立市においては、洪水や高潮による災害が想定されています。洪水に関して支川を含めた浸水を想定した洪水浸水予想図を用いて分析を行っています。洪水の規模としましては、計画規模は50～100年に一度発生する降雨と想定最大規模は概ね1000年に一度程度発生する降雨で分析を行いました。また、高潮に関しては5百年から数千年に一度発生する高潮による浸水で分析を行いました。

P127をご覧ください。浸水深と人的被害リスクのイメージ図について説明します。床上浸水となる浸水深0.5m、1階部分が水没し2階部分への垂直非難が困難となる浸水深3.0mを目安として分析を行いました。

P132をご覧ください。図が2つあります。逢妻川流域の計画規模での浸水予想図が上段、想定最大規模での浸水予想図が下段となっています。青系の色が床上浸水する0.5m以上の浸水深を示しています。赤系の色に関しましては、垂直非難が困難となる3.0m以上の浸水深を示しています。逢妻川や水干川流域の逢妻町、西町、山屋敷町などの市街化区域内において0.5m以上の浸水や3.0m以上の浸水が想定されています。また、逢妻男川流域に関しても八橋

町の市街化区域において0.5m以上の浸水が想定されています。

次にP134をご覧ください。猿渡川流域の計画規模での浸水予想図が上段、想定最大規模での浸水予想図が下段となっています。想定最大規模では牛田町や西中町などの市街化区域内において0.5m以上の浸水が想定されています。少し見づらいますが、赤線で囲った部分が市街化区域となっており、その市街化区域内で一部浸水がみられます。赤系で示されている浸水想定区域は市街化調整区域内となっています。

続きまして、P136をご覧ください。高潮による浸水は、市街化区域の一部、西中町において0.5m以上の浸水が想定されています。逢妻川流域では高潮による浸水は想定されていません。

続きましてP138をご覧ください。知立市において、想定されている洪水や高潮などによる浸水予想図と建物や公共施設などの都市情報を重ね合わせ、防災上の課題を整理していきます。

課題の一つ目として、「垂直避難が困難な建物の分布がみられ、浸水の軽減や事前の避難行動が必要」が挙げられています。図の中のオレンジで示されている建物が、「垂直避難が困難な住宅」を示しています。青破線で囲われた箇所が、「垂直避難が困難な住宅」が分布している地域となっています。このような地区では、浸水の軽減や事前の避難行動を促す対策が必要となっています。

P139をご覧ください。課題の二つ目として、「公共施設が立地する浸水が想定される区域の浸水対策と公共施設等の再配置の検討が必要」が挙げられます。図の中の青破線で囲われた箇所では、水色で示されている0.5m以上の浸水が想定される区域に保育所、保健センターなどの公共施設がみられます。そのような地域での浸水対策や公共施設等の再配置の検討とともに、施設利用者の状況に応じた適切な避難行動が必要です。

続きましてP140をご覧ください。課題の三つ目として、「避難所500m圏域に含まれない地域において避難ルートの確立などの確かな避難行動の検討が必要」が挙げられています。図の中の緑色の点で示されているものが指定避難所を示しています。指定避難所から500m圏域を黄緑色の円で示しています。図の中の青破線で囲われた箇所において、避難所からの徒歩圏500m圏域に含まれない地域がみられ、効果的な避難ルートなど、個々に事前の避難対策を検討することが必要です。また、500m圏域の補助的な避難施設として自主防災避難所等の配置等について検討が必要です。

P141をご覧ください。課題の四つ目として「浸水が想定される区域内の高齢者の確実な避難にむけて地域の共助による避難対策が必要」、また、P142をご覧ください。五つ目の課題として「建物倒壊等氾濫想定区域の一部の住宅において、早期の防災情報収集と情報に応じた避難所等へ避難が必要」が挙げられています。

P143をご覧ください。以上の課題を踏まえ「防災まちづくりの考え方及び取組方針」が示されています。取組方針が緑、オレンジ、青で示されています。一つ目は「行政・市民・民間などの連携による避難対策の充実」、二つ目は「公共施設機能充実等および避難所等の確保」、三つ目は「河川改修等のハード対策の促進」を取組方針として定めています。

続きましてP144およびP145をご覧ください。取組方針①避難対策の充実における具体的な取組施策の例としまして、P144の一番上「■効果的な教育・啓発等の実施」として、ハザードマップの周知など早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進します。このように具体的な施策を羅列しています。

続きましてP146をご覧ください。取組方針②避難所等の確保及び機能充実の具体的な取組

施策の例として、下から二つ目「■浸水想定区域付近の自主防災避難所の運用」として、500m圏域をカバーする補助的な避難施設として自主防災避難所等の配置等について検討し、安全に避難できる避難ルートの確立・避難所の確保を図ります、などの具体的な取組施策を羅列しています。

P147をご覧ください。取組方針③河川改修等のハード対策の促進の具体的な取組施策の例として、一番上の「■施設整備との推進」として、浸水被害の軽減を図るため、逢妻川及び猿渡川における河道拡幅、河床掘削等の河川改修を促進するとともに、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備等を推進します。

最後にP148をご覧ください。防災まちづくりにとって、地域の自主防災活動による地域防災力の確保が必要不可欠となります。このことを踏まえ、進捗状況を把握していくため、評価指標を自主防災会の防災訓練実施地域数を現況値の28地域から目標値として現状維持の28地域に設定していきたいと思えます。

以上で、意見聴取第1号「知立市立地適正化計画の改定」について説明を終わります。

【隅田会長】

事務局の説明が終わりました。

何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

【柴田委員】

ご説明ありがとうございました。

この立地適正化計画については、国の方針から全国でこうした計画の策定がなされていく中で、知立市においても改定をされるということで理解いたしました。

誰もが賛同できる、つまりは反対をし得ない中身であるだろうと思えます。中身について詳細には触れませんが、上位計画あるいは関連する住宅や福祉や子育てなどの計画などがありますが、ぜひ実効性のある取組を、文字通り、地道に進めていただきたいと思えます。

先ほども、知立蔵福寺土地区画整理事業で住宅が建ち、その後は知立鳥居地区の計画もあると聞いています。そこに若い世代が入ってくることは良いことであり、人口密度が維持されるので、立地適正化計画に照らしても良いことなのだろうと思えますが、その子供たちが猿渡小学校や西小学校に行くことになると、校舎は足りるのか、保育所は足りるのか、あるいは、現状では高齢化が進んでおり、公共施設や医療施設などに行くための交通手段に困っている、などといった声を一つ一つ拾って解決していくことは、なかなか難儀なことですが、目的は住み良いまちづくりですので、ぜひ関連部署にしっかりと働きかけをしていただければありがたいと思えます。私からは以上です。

【隅田会長】

ありがとうございました。

【新美委員】

連続立体交差事業を行っていくわけですが、阪神・淡路大震災でも高速道路が崩壊しました。高架の耐震性については当然最新の技術を使って進めていると思えますが、防災に関連すると思

うのですが、防災指針には記載しないのですか。

鉄道に関して、交通の要衝として知立市は非常に注目されていることもあるので、知立市民だけではなく、帰宅困難者についても、関係機関との協議が必要になるかもしれませんが、いわゆる高架下の低い箇所、帰宅困難者用の防災関連の器具を設置するなどの対策などしてはどうでしょうか。新しい防災関連施設を作るという話の中で、低い高架下の活用についても記載しても良いのではないのでしょうか。

防災協定について、防災協定を都市間で結んでいるとのことですが、どのようなことを想定した防災協定なのでしょう。知立市からその協定都市に避難をするのか、逆に避難する人達を受け入れる場合はどうなるのか、など防災指針に織り込まなくても良いのですか。

【事務局】

立地適正化計画（改定版）のP125ページに記載がありますが、文章の一番下の方で「また、地震については、市全域での対応が求められるため、知立市地域防災計画や知立市国土強靱化地域計画等の防災関連計画に基づいて対応していくこととします。」としていますので、立地適正化計画ですべての防災に対する施策を示すのではなく、地震による内容については、関連計画等において検討していきます。帰宅困難者の受け入れ、高架下の防災施設、防災協定に基づく避難者の受け入れについては、知立市地域防災計画等に従って対応していくことになります。

【隅田会長】

ありがとうございました。

防災協定は、どの辺まで進んでいるのですか。

【事務局】

基本的に給水拠点などを設けるといいうように計画を立て、小学校区が基本となるため、それをカバーする数について他市と防災協定を結んでおり、防災協定の一つのあり方としては、水がないという場合は各市から給水車の応援いただき、その中で知立市民に対して給水活動を行う等総合的な防災協定となっています。

【隅田会長】

防災に関しては、行政の横の連携を上手く取ってほしいと思います。

【新美委員】

高架についても当然耐震性はあると思いますが、全ての地震に耐えられるわけではありません。ですが、逆にそこが安全だと思って避難する人もいるかもしれません。そのため、どれぐらいまでの地震なら耐えられるのか、など示されると良いのではないのでしょうか。

【隅田会長】

防災については、また、検討をしていただければと思います。

他にはよろしいでしょうか。

【新美委員】

立地適正化計画（改定版）のP118の下から2行に「また、鉄道駅周辺では、駅までの徒歩や自転車での安全なアクセスルートや駐輪場を確保するとともに、知立駅前広場の整備を行い、知立駅の交通結節点機能の強化を図ります。」とありますが、知立駅周辺エリアプラットフォームで駅前広場の活用についての話しが出ていますが、その整合性は取れているのでしょうか。

【隅田会長】

知立駅周辺エリアプラットフォームとの関係性はどうか、という質問が出ました。

【事務局】

知立駅周辺エリアプラットフォームの話し合いが行われており、駅前広場に関しましてはP118のイメージ図の通り一度はこのような形で進める方向で考えています。知立駅周辺エリアプラットフォームの意見も踏まえながら、今後、駅前広場の機能を確保しつつ検討をしていく予定です。

【隅田会長】

ありがとうございました。

夢の多い広大な話ですね。色々な意見が出ておりますが、市民が一番要望するような形での完成を皆さんにお願いしようと思います。よろしくお願ひします。

非常に範囲が広くて、すぐには理解しにくい部分もあるかと思いますが、元々の原点は小さいまちづくりだと思います。知立市は現状として小さいまちなので、大都市の考え方とは少し違ってくるとは思います。

他にご意見はよろしいですか。

【田中委員】

お伺いしたいのですが、知立駅を周辺の開発ということで、市民の意見を聞き、調整を図りはじめてから3ヶ月経つのですが、せつかくの機会なので、進捗で話せるものがあればお聞かせください。

【隅田会長】

駅周辺の整備計画に基づく市民の意見聴取を、今までに4回やりました。先週は、学生と若者の意見や周辺の商業者、消費者など、各年代層の方の意見をお聞きしているのですが、私たちは、市の経済課が中心として進めているまちづくりの外部団体にあたります。

コンサルタントが入り計画を作っているのですが、今年は市民の意見を聞く1年間で、来年はそれを具体化していく1年間で、意見は徴収していますが、それをどのような形で実践に移していくのかという点については、まだ曖昧な部分が多いです。理想論は出てきますが、事務局にもお願ひをしていることが、1年間で皆様の意見を聞いて報告書を作るのであれば、目に見えるものから一つずつ実践できないかということです。例えば、駅前に休憩所が欲しいという意見があれば、休憩所を本当につくってみてはどうか、チャレンジショップを並べたら新しい商業者はどのような形で動くか、見てみるのはいかがでしょうかと意見を聞いているところです。

正式に内容は決まっています。2030年と2050年の話ですので、長期的な話になるのですが、それでも皆さんの意見を聞いて新しい知立ができるのであれば、市民の意見を聞くということが地方行政の一番の目的だと聞いております。そういうわけなので、私たちがいま行っていることは、会議や勉強会はもちろんですが、できれば目に見えるものが一つでも二つでも実施できるような方向で考えてほしいということは要望しております。

【新美委員】

商工会では以前より鉄道高架化に向けた支援や、市民代表として話し合いや陳情等もしてきました。その一環として、銀座地区の開発で商工会が地権者や地元の株主の方に協賛、協力いただき、駅前の開発ができました。その後、立地適正化計画（改定版）のP117にも記載がある再開発ビルも完了しています。

商工会も地域の経済団体として組織率が70%以上あるのですが、駅周辺には商店街の商店や商業、事業者がたくさんおり、商工会としてのビジョンを掲げて提言をしていこうということで、10回の会議に皆さんに参加していただき、ビジョンを元に様々な意見をいただいております。30m道路を活用したバスターミナルなどにより賑わいづくりにつながり人が集うのではないかと考えています。昔から交通結節点として栄えてきたこともあり、もう一度賑わいを取り戻せないかと考えています。

これからの時代は、農業や工業、商業もお互いが考慮しながら地域について考えていくべきだと私は思っています。

商工会へ来ていただければ資料もありますし、皆さんの意見を出してもらおうためのものです。

【隅田会長】

今、大きな時代の代わり目ではないかということで、もう一度昔の市や露店で売れるような商品などがスタートしてくるのではないかと思います。来年度の初めになると思いますが、中間報告が出てくると思いますので、またご参照いただいてご意見をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

他にご意見はいかがでしょうか。

それでは、最後にその他として、事務局より報告事項など、ありましたらお願いします。

【事務局】

今年度は、都市計画審議会の予定はありません。

【会長】

事務局からの報告事項は以上です。

それでは、これもちまして令和5年度第1回知立市都市計画審議会を終了とします。

ご協力いただき、ありがとうございました。

以上